

○宇部工業高等専門学校技術相談取扱要領

平成27年4月1日
制 定

(趣 旨)

第1条 この要領は、独立行政法人国立高等専門学校機構技術相談に関するガイドライン（平成27年2月4日制定）に基づき、宇部工業高等専門学校（以下「本校」という。）における、技術相談の取扱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 技術相談とは、企業等における技術的な問題を解決するため、本校の有する研究成果や技術的知識を広く活用する一時的な相談とし、申込者に対する技術的問題解決に向けての支援、及び相互の研究開発等の活性化を図るための技術指導・助言や情報交換に限定するものをいう。

(技術相談の申込)

第3条 技術相談の申込者は、技術相談申込書（別紙1）を地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）に提出するものとする。

(技術相談の受入)

第4条 本校は、教育・研究業務に支障のない範囲内で実施することが可能な場合において、技術相談を受け入れるものとする。

ただし、次のいずれかにあたる場合は受け入れをしないものとする。

- 一 技術保証等のために独立行政法人国立高等専門学校機構又は本校の名称を利用することのみを目的とする場合
- 二 技術相談の結果に基づく申込者の事業や活動に、本校が過度の責任を負うことを求められる場合
- 三 その他、校長が相談を受け入れるべきでないと判断する場合

(技術相談の実施)

第5条 センターで技術相談申込書の内容を確認・判断の上、適切な担当教員等を決定し技術相談を実施する。

- 2 技術相談に際して、必要に応じて秘密保持及び技術相談の結果生じる知的財産の取扱いについて、契約等の締結をするものとする。

- 3 技術相談の経過で成果有体物の提供を行う場合は、研究成果有体物提供契約を締結するものとする。
- 4 技術相談の結果、共同・受託研究、受託試験等を行うこととなった場合は、速やかに契約締結等の必要な手続を行い、実施するものとする。
- 5 技術相談の経過中又は結果として知的財産が生じた場合、発明等届を速やかに本校の知的財産委員会に提出するものとする。

(技術相談の報告)

第6条 技術相談を実施した担当教員等は、技術相談報告書（別紙2）を作成し、センターに提出するものとする。

(技術相談料)

第7条 原則として初回の相談料は無料とし、2回目以降は1時間につき5,400円（消費税込み）とする。

ただし、次のいずれかにあたる場合は相談料を免除できるものとする。

- 一 公的機関からの申込の場合
- 二 申込者が、申込時において、共同研究等の申請を前提とする旨の意思表示をした場合
- 三 申込者が、宇部高専テックアンドビジネスコラボレイト会員の場合
- 四 その他、校長が上記に準じるものと認めた場合

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。